

指定基準編

内容目次&法令・通知等一覧

●事業所・施設の指定等のあらまし（解説）

1 基準にもとづく指定

国による基準と都道府県・市町村による基準	10
指定・更新が行われない場合（欠格事由）	10
地域ニーズに応じた事業者の指定	12

2 事業の適正な実施の確保

業務管理体制整備に関する届出	14
指導監査による事業の適正な実施の確保	15

3 大都市特例

事業所・施設が指定都市・中核市に所在する場合	16
指定都市・中核市の条例制定権	16

○共生型サービスの指定に関するQ & A

共生型サービスの指定について

△平成30年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1)
【30.3.23老健局老人保健課／高齢者支援課／振興課
／総務課認知症施策推進室】

■凡例

①関係告示・通知等 基準省令・解釈通知に関連する告示・通知等については、該当する主なサービスの箇所に掲載したほか、複数の基準に関係するものについては「IV 指定基準関係告示・通知等」「V サービス事業所関連－その他の主な通知等」にまとめています。

②平成30年4月（一部10月）実施の改定項目の表示
新設項目には~~新~~の記号、実質的な変更があった部分には~~破線~~（「IV 指定基準関係告示・通知等」「V サービス事業所関連－その他の主な通知等」では~~下線~~）を附しています。

※法令・通知等一覧で用いた記号

□=省令 ○=告示 ●=通知 △=事務連絡等
【 】=平成30年度改定に伴う制定
·一部（全部）改正

I 居宅サービス等の基準

1 居宅サービス	23
1 総則	24
2 訪問介護	33
3 訪問入浴介護	64
4 訪問看護	80
5 訪問リハビリテーション	103
6 居宅療養管理指導	119
7 通所介護	133
8 通所リハビリテーション	158
9 短期入所生活介護	181
10 短期入所療養介護	221
11 特定施設入居者生活介護	250
12 福祉用具貸与	282
13 特定福祉用具販売	302

□指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（11.3.31厚生省令第37号）【30.1.18厚生労働省令第4号：第1条】

●指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（11.9.17老企第25号）【30.3.22老高発0322第2号・老振発0322第1号・老老発0322第3号：別紙5】

関係する告示・通知等

○厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（24.3.13厚生労働省告示第118号）【30.3.22厚生労働省告示第78号：第30条】／35

●指定訪問介護事業者の指定申請等におけるサービス提供責任者の経歴に係る提出書類の取扱いについて（20.7.29老振発第0729002号）／57

●「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正等について（13.3.21老振発第17号）／58

●指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について（12.11.16老振第76号）／58

●「通院等のための乗車又は降車の介助」の適正な実施について（15.3.19老振発第0319002号）／60

△介護輸送に係る法的取扱いについて（18.9.29老健局振興課）／61

●訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて（12.3.30老企第55号）【30.3.22老高発0322第2号・老振発0322第1号・老老発0322第3号：別紙17】／98

△訪問看護事業所の出張所（いわゆる「サテライト」）の設置について（28.3.25老健局老人保健課）／101

△指定訪問看護事業者が卸販売業者から購入できる医薬品等の取扱いについて（周知依頼）（23.5.13医

薬食品局総務課／老健局老人保健課／保険局医療課）／102

●指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に係る人員基準及び介護報酬上の取扱いについて（15.5.30老振発第0530001号・老老発第0530001号）／180

○厚生労働大臣が定める療法等（12.3.30厚生省告示第124号）【30.3.22厚生労働省告示第78号：第12条】／233

○指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（12.3.30厚生省告示第125号）【30.3.22厚生労働省告示第78号：第13条】／233

○厚生労働大臣が定める有料老人ホーム（12.2.28厚生省告示第48号）／255

●特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について（12.3.30老企第52号）／280

●複数の福祉用具を貸与する場合の運用について（27.3.27老振発0327第3号）／301

2 地域密着型サービス 319

1 総則	320
2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	327
3 夜間対応型訪問介護	362
4 地域密着型通所介護	383
5 認知症対応型通所介護	417
6 小規模多機能型居宅介護	447
7 認知症対応型共同生活介護	484
8 地域密着型特定施設入居者生活介護	518
9 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	541
10 看護小規模多機能型居宅介護	586

□指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（18.3.14厚生労働省令第34号）【30.1.18厚生労働省令第4号：第3条】

●指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（18.3.31老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）【30.3.22老高発0322第2号・老振発0322第1号・老老発0322第3号：別紙6】

関係する告示・通知

○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービ

スの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（24.3.13厚生労働省告示第113号）／329、364、421、451、453、486

○厚生労働大臣が定める特に業務に従事した経験が必要な者【30.3.22厚生労働省告示第79号】／330、364

●指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（27.3.27老振発0327第4号・老老発0327第1号）【30.3.22老高発0322第2号・老振発0322第1号・老老発0322第3号：別紙23】／359

△児童福祉法に基づく主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援の事業等を介護保険法令に基づく療養通所介護事業所において実施する場合の取扱について【30.3.30社会・援護障害保健福祉部障害福祉課／老健局老人保健課】／415

●「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（24.3.16老高発0316第2号・老振発0316第2号・老老発0316第6号）／444

●構造改革特別区域における「指定小規模多機能型住宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」の一部全国展開等について（22.6.1社援発0601第7号・老発0601第2号）／479

II 施設サービスの基準

1 介護老人福祉施設 651

1 指定介護老人福祉施設 652

2 特別養護老人ホーム 702

□指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（11.3.31厚生省令第39号）【30.1.18厚生労働省令第4号：第8条】

●指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（12.3.17老企第43号）【30.3.22老高発0322第2号・老振発0322第1号・老老発0322第1号：別紙9】

□特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（11.3.31厚生省令第46号）【30.1.18厚生労働省令第

●構造改革特別区域における「指定小規模多機能型住宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」の一部全国展開等について（23.6.1社援発0601第2号・老発0601第1号）／481

●構造改革特別区域における「指定小規模多機能型住宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」の一部全国展開について（25.7.11社援発0711第1号・老発0711第1号）／482

●「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（18.10.17老計發1017001号）／509

●既成市街地等及びこれに準ずる地域における認知症対応型共同生活介護事業所の設備に関する基準の取扱いについて（21.12.25老高発1225第1号）／516

3 居宅介護支援 621

□指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（11.3.31厚生省令第38号）【30.1.18厚生労働省令第4号：第2条】

●指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（11.7.29老企第22号）【30.3.22老高発0322第2号・老振発0322第1号・老老発0322第3号：別紙7】

関係する告示・通知

○厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護【30.5.2厚生労働省告示第218号】／638

●居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式について（11.12.8老企第31号）／649

4号：第11条】

●特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（12.3.17老発第214号）【30.3.22老高発0322第2号・老振発0322第1号・老老発0322第3号：別紙12】

関係する通知等

●指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（26.12.12老高発1212第1号）／695

●出張理容・出張美容に関する衛生管理の徹底について（25.12.25老高発1225第2号・老振発1225第1号）／697

●厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一

部改正等について（12.11.21老振第77号・老健第123号）／698

△ショートステイ床の特別養護老人ホーム床としての一時的活用に関するQ & A（12.11.21老人保健福祉局振興課／老人保健課）／699

2 介護老人保健施設 751

□介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（11.3.31厚生省令第40号）【30.1.18厚生労働省令第4号：第9条】

●介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（12.3.17老企第44号）【30.3.22老高発0322第2号・老振発0322第1号・老老発0322第3号：別紙10】

関係する告示・通知

○厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（11.3.31厚生省告示第96号）／754

○厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（20.4.10厚生労働省告示第265号）／754

○指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（12.3.30厚生省告示第125号）【30.3.22厚生労働省告示第78号：第13条】／780

●介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について（12.3.31老企第59号）／807

●分館型介護老人保健施設の整備について（12.9.5老振第53号）／810

●認知症専門棟に係る施設基準について（12.9.5老健第115号）／810

●介護老人保健施設に関して広告できる事項について（13.2.22老振発第10号）／811

●転換型介護老人保健施設に係る施設及び設備基準の特例について（15.3.3老計發第0303001号・老振発第0303001号・老老発第0303002号）／812

3 介護療養型医療施設 815

□健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、施設及び運営に関する基準（11.3.31厚生省令第41号）【30.1.18厚生労働省令第4号：第10条】

●健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、施設及び運営に関する基準について（12.3.17老企第45号）【30.3.22老高発0322第2号・老振発0322第1号・老老発0322第3号：別紙11】

関係する告示

○厚生労働大臣が定める療法等（12.3.30厚生省告示第124号）【30.3.22厚生労働省告示第78号：第12条】／837

○指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（12.3.30厚生省告示第125号）【30.3.22厚生労働省告示第78号：第13条】／837

4 介護医療院 861

□介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準【30.1.18厚生労働省令第5号】

●介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について【30.3.22老老発0322第1号】

関係する告示・通知

○厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者【30.3.30厚生労働省告示第181号】／864

○厚生労働大臣が定める介護医療院を開設できる者第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者【30.3.30厚生労働省告示第182号】／864

●介護医療院を開設できる者について【30.3.30老発0330第14号】／914

●介護医療院に関して広告できる事項について【30.3.30老老発0330第1号】／916

●介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について（施行通知）【30.3.22医政発0322第13号】／917

○厚生労働大臣が定める療法等（12.3.30厚生省告示第124号）【30.3.22厚生労働省告示第78号：第12条】／887

○指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（12.3.30厚生省告示第125号）【30.3.22厚生労働省告示第78号：第13条】／887

III 介護予防サービス等の基準

1 介護予防サービス 919

1 総則 920

2 介護予防訪問入浴介護 925

3 介護予防訪問看護 935

4 介護予防訪問リハビリテーション 943

5 介護予防居宅療養管理指導 949

6 介護予防通所リハビリテーション 954

7 介護予防短期入所生活介護 963

8 介護予防短期入所療養介護 985

9 介護予防特定施設入居者生活介護 999

10 介護予防福祉用具貸与 1015

11 特定介護予防福祉用具販売 1023

□指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（18.3.14厚生労働省令第35号）【30.1.18厚生労働省令第4号：第4条】

●指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（11.9.17老企第25号）【30.3.22老高発0322第2号・老振発0322第1号・老老発0322第3号：別紙5】

2 地域密着型介護予防サービス 1029

1 総則 1030

2 介護予防認知症対応型通所介護 1033

3 介護予防小規模多機能型居宅介護 1048

4 介護予防認知症対応型共同生活介護 1061

□指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

IV 指定基準関係告示・通知等

各基準に共通する告示・通知等 1105

1 利用者負担関係

○居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（17.9.7厚生労働省告示第419号）【30.3.22厚生労働省告示第78号：第19条】／1106

○厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（12.3.30厚生省告示第123号）【30.3.22厚生労働省告示第78号：第11条】／1108

る基準（18.3.14厚生労働省令第36号）【30.1.18厚生労働省令第4号：第6条】

●指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（18.3.31老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）【30.3.22老高発0322第2号・老振発0322第1号・老老発0322第3号：別紙6】

関係する告示

○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（24.3.13厚生労働省告示第113号）／1035, 1050, 1051, 1052, 1062, 1063

3 介護予防支援 1073

□指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（18.3.14厚生労働省令第37号）【30.1.18厚生労働省令第4号：第5条】

●指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（18.3.31老振発第0331003号・老老発第0331016号）【30.3.22老高発0322第2号・老振発0322第1号・老老発0322第3号：別紙8】

関係する通知

●介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書の様式について（18.3.31老振発第0331010号）／1103

既入所者への配慮等について（27.4.2老介発0402第1号：別紙1）／1117

2 宿泊サービス関係

●指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する事業の人員、設備及び運営に関する指針について（27.4.30老振発0430第1号・老老発0430第1号・老推発0430第1号）／1118

3 施設サービス関係

●病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について【30.3.27医政発0327第31号・老発0327第6号】／1124

●病床の転換に伴う病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設について（19.5.31医政発第0531003号・老発第0531001号）／1125

●構造改革特別区域における「特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の全国展開について（24.3.30老発0330第3号）／1126

4 条例委任関係

●地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令について（老人福祉法及び介護保険法関係）（23.10.7老発1007第6号）／1128

●介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の施行について（24.4.6老発0406第13号）／1131

●地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令について（25.9.13老発0913第2号）／1132

5 その他

○厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑

われる際の対処等に関する手順（18.3.31厚生労働省告示第268号）【30.3.22厚生労働省告示第78号：第25条】／1134

●老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について（26.10.1老高発1001第2号・老振発1001第1号・老老発1001第1号・薬食安発1001第3号）／1135

●医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（17.7.28老振発第0728001号）／1136

参考：ストーマ装具の交換／1138

付 有料老人ホーム 1139

1 設置運営標準指導指針等

●有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（14.7.18老発第0718003号）【30.4.2老発0402第1号】／1140

●有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について【30.3.30老高発0330第3号】／1159

●有料老人ホーム情報提供制度実施要領について【30.3.30老高発0330第4号】／1160

●有料老人ホームの一覧表の作成・公表及びサービス付き高齢者向け住宅に対する住所地特例に係る事務の周知について（27.2.26老介発0226第2号・老高発0226第2号・国住心第188号）／1162

2 前払金等関係

○厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置（18.3.31厚生労働省告示第266号）／1166

△有料老人ホームにおける家賃等の前払金の算定の基礎及び返還債務の金額の算定方法の明示について（24.3.16老健局高齢者支援課）／1168

V サービス事業所関連－その他の主な通知等

1 指導監督

●介護保険施設等の指導監督について（18.10.23老発第1023001号）【30.3.28老発0328第3号】／1174

●市町村における地域密着型サービス事業者等の指定及び指導監督等の事務にかかる指導監督について【30.3.28老発0328第4号】／1178

●介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等の指導監督について（27.3.31老発0331第8号）／1180

2 業務管理体制の届出

●介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律等の施行について（21.3.30老発第0330076号）／1183

●介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（21.3.30老発第0330077号）／1187

●「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に規定する介護保険法等の一部改正について（26.6.10老発0610第12号）／1191

△介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する規則（参考例）の送付について（27.3.31老健局総務課介護保険指導室）／1192

資料：介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について（27.4.1老健局総務課介護保険指導室）／1193

3 介護サービス情報の公表制度

●「介護サービス情報の公表」制度の施行について（18.3.31老振発第0331007号：別紙）／1209

- 「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針策定のガイドラインについて（24.3.13老振発0313第1号）／1219

4 会計の取扱い

- 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（13.3.28老振発第18号）／1221

- 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（24.3.29老高発0329第1号）／1224

◆他巻の内容概要（詳細目次は本書巻末参照）

1 単位数表編

●介護報酬の算定構造一覧

I 在宅の要介護者へのサービス

II 要介護者への施設サービス

III 要支援者へのサービス

IV 介護職員処遇改善加算

V 福祉用具購入費・住宅改修費

※Q & Aは、平成30年度改定関係のものを掲載

5 個人番号の取扱い

△施設等における特定個人情報の取扱いについて（27.12.17医政局／雇用均等・児童家庭局／社会・援護局障害保健福祉部／老健局／情報政策担当参事官室）／1227

△介護事業者等において個人番号を利用する事務について（依頼）（27.12.15老健局総務課／高齢者支援課／振興課／老人保健課）／1228

3 QA・法令編

I 介護報酬Q & A※

II 指定基準Q & A※（人員／設備／運営）

III 平成30年度介護報酬改定Q & A

法令・通知

請求書・明細書の記載要領

※平成12年からのQ & Aを集成

事業所・施設の指定等のあらまし

1 基準にもとづく指定 10

国による基準と都道府県・市町村による基準

指定・更新が行われない場合（欠格事由）

地域ニーズに応じた事業者の指定

2 事業の適正な実施の確保 14

業務管理体制整備に関する届出

指導監査による事業の適正な実施の確保

3 大都市特例 16

事業所・施設が指定都市・中核市に所在する場合

指定都市・中核市の条例制定権

1 基準にもとづく指定

◆国による基準と都道府県・市町村による基準

介護保険サービスは、サービス種類ごとに定められた事業運営の基準（指定基準）を満たすものとして指定（介護老人保健施設と介護医療院については開設許可）をうけた事業所・施設が提供します。事業所・施設は、要介護者・要支援者の人格を尊重するとともに、介護保険法とそれにもとづく命令を遵守し、要介護者・要支援者のために忠実に職務を遂行しなければなりません。

基準には、サービス提供の前提となる人員基準・設備（施設）基準とサービス提供の実際についての運営基準があります。

また、これらの基準は、国が厚生労働省令で定めたものと、指定権者が条例で定めたものとがあります。

※指定権者とは、地域密着型（介護予防）サービスと居宅介護支援については市町村長、それ以外のサービスについては都道府県知事です。なお、都道府県の指定の事務は、指定都市および中核市に移譲されています（大都市特例→16頁）。

国の基準と条例による基準の関係は、国の基準が項目ごとに①従うべきもの、②標準とするもの、③参酌するものに分けられ、これらに応じて各地の条例が定められています。

事業所・施設は、常に事業運営とサービスの質の向上に努めます。サービスは、自ら行う質の評価等により常に利用者の立場に立って提供することが求められています。

指定の有効期間は6年間で、そのつど指定の更新をうけます。

◆指定・更新が行われない場合（欠格事由）

事業所・施設が人員基準を満たしていない場合や、設備・運営基準に従った適正運営ができないと認められる場合には、指定・更新は行われません。また、申請者（事業者）やその親会社等、法人役員・管理者等が次に該当する場合などにも、指定・更新は行われません。

人権に直結する運営の基準

サービスを提供する際の運営基準の事項は、その多くが国の基準を参照しつつ、それとは異なる内容でもよいとされています。ただし、利用者・入所者等の人権に直結する項目については、国の基準に従います。その主なものは次のとおりです。

「内容及び手続の説明と同意」…あらかじめ利用申込者または家族に、運営規程の概要等サービス選択に関する重要な事項を文書で説明し、同意を得て、サービスの提供を開始する

「提供拒否の禁止等」…正当な理由なく、サービスの提供を拒んではならない

「身体的拘束等の禁止等」…緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束など利用者・入所者・入院患者の行動を制限する行為の禁止。やむを得ず行った場合、所定事項を記録

「秘密保持等」…従業者（であった者）は正当な理由なく、業務上知り得た利用者・家族の秘密を漏らしてはならない。サービス担当者会議等で利用者・家族の個人情報を用いる場合はその利用者・家族の同意をあらかじめ文書により得ておく

- (1)禁固刑以上の刑、または介護保険法その他保健医療福祉に関する法律（労働基準法等を含む）での罰金刑をうけて、その執行が終わるまでの間
- (2)前に指定取消をうけ、そのときから5年が経過していない（指定取消処分をのがれるために事業廃止の届出を行った場合も同じ）
- (3)5年以内に介護サービスに関し不当または著しく不正な行為をした

■サービス事業者・施設に関する国の基準と条例で定める基準の関係

指定居宅サービス、指定介護予防サービス（基準該当居宅サービス、基準該当介護予防サービス）	
(1)厚生労働省で定める基準（国の基準）に従い定める項目	①従業者に係る基準および当該従業者の員数 ②居室、療養室および病室の床面積（短期入所サービス） 「専用の部屋」の基準（療養通所介護、通所リハビリテーション） ③人権に直結する運営基準等
(2)国の基準を標準として定める項目	利用定員（療養通所介護、短期入所生活介護／介護予防を含む）
指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス	
(1)厚生労働省で定める基準（国の基準）に従い定める項目	①従業者に係る基準および当該従業者の員数 ②宿泊室（小規模多機能型居宅介護／介護予防を含む、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス））および居室（認知症対応型共同生活介護／介護予防を含む、地域密着型介護老人福祉施設）の床面積 ③利用定員（小規模多機能型居宅介護および認知症対応型通所介護。いずれも介護予防を含む） ④人権に直結する運営基準等
(2)国の基準を標準として定める項目	認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）の利用定員 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の利用定員
指定介護老人福祉施設	
(1)厚生労働省で定める基準（国の基準）に従い定める項目	①サービスに従事する従業者およびその員数 ②居室の床面積 ③人権に直結する運営基準等
介護老人保健施設・介護医療院	
(1)厚生労働省令（国の基準）が定める項目	①医師および看護師の員数の基準 ②療養室、診察室、機能訓練室、処置室（介護医療院）の基準
(2)厚生労働省で定める基準（国の基準）に従い定める項目	③サービスに従事する従業者および員数（①を除く） ④人権に直結する運営基準等
指定介護療養型医療施設	
(1)厚生労働省で定める基準（国の基準）に従い定める項目	①サービスに従事する従業者およびその員数 ②病室の床面積 ③人権に直結する運営基準等

※すべてのサービスについて、上記(1)(2)以外は、「国の基準を参照して定める項目」となる

- ・「従うべき基準」条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
- ・「標準」法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。
- ・「参照すべき基準」地方自治体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。
- ◎人権に直結する運営基準等 運営に関する事項のうち、利用者・入所者等のサービスの適切な利用、適切な待遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

1 居宅サービスの指定基準・総則（基準省令・総則）

第1章 総則（第1条～第3条）
第2章 訪問介護
第1節 基本方針（第4条）
第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）
第3節 設備に関する基準（第7条）
第4節 運営に関する基準（第8条～第39条）
第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第39条の2・第39条の3）
第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第40条～第43条）
第3章 訪問入浴介護
第1節 基本方針（第44条）
第2節 人員に関する基準（第45条・第46条）
第3節 設備に関する基準（第47条）
第4節 運営に関する基準（第48条～第54条）
第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第55条～第58条）
第4章 訪問看護
第1節 基本方針（第59条）
第2節 人員に関する基準（第60条・第61条）
第3節 設備に関する基準（第62条）
第4節 運営に関する基準（第63条～第74条）
第5章 訪問リハビリテーション
第1節 基本方針（第75条）
第2節 人員に関する基準（第76条）
第3節 設備に関する基準（第77条）
第4節 運営に関する基準（第78条～第83条）
第6章 居宅療養管理指導
第1節 基本方針（第84条）
第2節 人員に関する基準（第85条）
第3節 設備に関する基準（第86条）
第4節 運営に関する基準（第87条～第91条）
第7章 通所介護
第1節 基本方針（第92条）
第2節 人員に関する基準（第93条・第94条）
第3節 設備に関する基準（第95条）
第4節 運営に関する基準（第96条～第105条）
第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第105条の2・第105条の3）
第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第106条～第109条）
第8章 通所リハビリテーション
第1節 基本方針（第110条）
第2節 人員に関する基準（第111条）
第3節 設備に関する基準（第112条）
第4節 運営に関する基準（第113条～第119条）
第9章 短期入所生活介護
第1節 基本方針（第120条）

第2節 人員に関する基準（第121条・第122条）
第3節 設備に関する基準（第123条・第124条）
第4節 運営に関する基準（第125条～第140条）
第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針（第140条の2・第140条の3）
第2款 設備に関する基準（第140条の4～第140条の5）
第3款 運営に関する基準（第140条の6～第140条の13）
第6節 共生型居宅サービスに関する基準（第140条の14～第140条の25）
第7節 基準該当居宅サービスに関する基準（第140条の26～第140条の32）
第10章 短期入所療養介護
第1節 基本方針（第141条）
第2節 人員に関する基準（第142条）
第3節 設備に関する基準（第143条）
第4節 運営に関する基準（第144条～第155条）
第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針（第155条の2・第155条の3）
第2款 設備に関する基準（第155条の4）
第3款 運営に関する基準（第155条の5～第155条の12）
第11章 削除
第12章 特定施設入居者生活介護
第1節 基本方針（第174条）
第2節 人員に関する基準（第175条・第176条）
第3節 設備に関する基準（第177条）
第4節 運営に関する基準（第178条～第192条）
第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方針（第192条の2・第192条の3）
第2款 人員に関する基準（第192条の4～第192条の5）
第3款 設備に関する基準（第192条の6）
第4款 運営に関する基準（第192条の7～第192条の12）
第13章 福祉用具貸与
第1節 基本方針（第193条）
第2節 人員に関する基準（第194条・第195条）
第3節 設備に関する基準（第196条）
第4節 運営に関する基準（第197条～第205条）

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第205条の2・第206条）
第14章 特定福祉用具販売
第1節 基本方針（第207条）
第2節 人員に関する基準（第208条・第209条）

第3節 設備に関する基準（第210条）
第4節 運営に関する基準（第211条～第216条）
附 則

▷左段は基準省令「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準＊」の「第1章 総則」を掲載した。

* 平成11年3月31日 厚生省令第37号、一部改正；11.12.20厚生省令96／12.3.24厚生省令37／10.20厚生省令127／13.1.31厚生労働省令8／3.21厚生労働省令24／3.26厚生労働省令36／14.2.22厚生労働省令14／9.5厚生労働省令117／15.3.14厚生労働省令28／16.7.9厚生労働省令112／17.6.29厚生労働省令104／9.7厚生労働省令139／18.3.14厚生労働省令33／3.31厚生労働省令79／6.30厚生労働省令137／9.8厚生労働省令156／19.3.30厚生労働省令45／20.3.28厚生労働省令54／3.31厚生労働省令77／8.29厚生労働省令135／21.3.13厚生労働省令31／22.9.30厚生労働省令108／23.4.22厚生労働省令53／8.18厚生労働省令106／10.20厚生労働省令131／24.3.30厚生労働省令53
(平成24年4月実施) 23.10.7厚生労働省令127／24.1.30厚生労働省令10／1.30厚生労働省令11／3.13厚生労働省令53
(平成27年4月実施) 27.1.16厚生労働省令4
(平成28年4月実施) 28.2.5厚生労働省令14
(平成30年4月実施) 30.1.18厚生労働省令4／3.22厚生労働省令30

▷右段は基準省令の解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について＊」とともに、基準省令の条文等に対応して該当部分を配置した。

* 平成11年9月17日 老企第25号、一部改正；12.1.31老企35／3.30老企51／13.2.22老振発9／3.12老計發12老振発15／3.21老振発17／14.7.26老計發0726001老振発0726001／15.3.19老計發0319001老振発0319001／12.25老計發1225001老振発1225001／12.26老計發1226001老振発1226001／16.3.31老振発0331001老老発0331002／17.6.29老総発0629001老介発0629001老計發0629001老振発0629001老老発0629001／9.9老計發0909002老振発0909001老老発0909001／18.3.31老計發0331002老振発0331002／6.30老老発0630001／10.13老計發1013001老振発1013001老老発1013001／20.3.28老老発0328001／7.29老計發0729001老振発0729001老老発0901001老老発0901001／21.3.13老計發0313002老振発0313004老老発0313004／23.8.18老高発0818第1・老振発0818第1・老老発0818第1／24.3.30老発0330第3
(平成24年4月実施) 24.3.16老高発0316第1・老振発0316第1・老老発0316第5
* 平成27年4月版改定；
25.3.29老高発0329第2・老振発0329第1・老老発0329第1
(平成27年4月実施) 27.3.27老介発0327第1・老高発0327第1・老振発0327第2〔地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)による改正後の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「新介護保険法」という)に基づく一定以上所得者の2割負担に係る記載は平成27年8月1日から適用〕／27.7.21老介発0721第1・老振発0721第1・老老発0721第1
(平成28年4月実施) 28.3.16老推発0316第1・老高発0316第1・老振発0316第1
(平成30年4月実施) 30.3.22老高発0322第2老振発0322第1老老発0322第3／3.30老高発0330第6老振発0330第3老老発0330第2

▷関係通知は該当箇所に※印で明示の上、内容を掲載した。

第1章 総則

趣旨

第1条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第2項の厚生労働省令で定める基準、共生型居宅サービスの事業に係る法第72条の2第2項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第74条第3項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第42条第1項第二号の規定により、同条第2項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第40条、第41条、第50条第四号（第58条において準用する場合に限る。）、第55条、第56条、第106条、第107条、第130条第6項（第140条の32において準用する場合に限る。）、第140条の27、第140条の28、第195条（第206条において準用する場合に限る。）及び第205条の2の規定による基準

二 法第42条第1項第二号の規定により、同条第2項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第140条の30第1項第一号及び第2項第一号口の規定による基準

三 法第42条第1項第二号の規定により、同条第2項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第8条第1項（第43条、第58条、第109条及び第206条において準用する場合に限る。）、第9条（第43条、第58条、第109条、第140条の32及び第206条において準用する場合に限る。）、第33条（第43条、第58条、第109条、第140条の32及び第206条において準用する場合に限る。）、第37条（第43条、第58条、第140条の32及び第206条において準用する場合に限る。）、第42条の2、第104条の2（第109条において準用する場合に限る。）、第125条第1項（第140条の32において準用する場合に限る。）、第128条第4項及び第5項（第140条の32において準用する場合に限る。）並びに第130条第7項（第140条の32において準用する場合に限る。）の規定による基準

四 法第42条第1項第二号の規定により、同条第2項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準すべき基準 第140条の29の規定による基準

五 法第72条の2第1項第一号の規定により、同条第2項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第

※平23老発1007第6号 第2・二

(1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）に定める基準につき、以下のとおり区分する。

①「従うべき基準」

○ 基準該当居宅サービス

- ・ 基準該当居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ・ 基準該当居宅サービスの事業に係る居室の床面積
- ・ 基準該当居宅サービスの運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

○ 指定居宅サービス

- ・ 指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ・ 指定居宅サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積
- ・ 指定居宅サービスの運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

〔編注：該当する項目に◆印を附した〕

②「標準」

- ・ 基準該当居宅サービスの事業に係る利用定員
- ・ 指定居宅サービスの事業に係る利用定員

〔編注：該当する項目に◇印を附した〕

③「参酌すべき基準」

- ・ ①及び②に掲げる基準以外の基準
〔平23老発1007第6号→IV-4〕

第1 基準の性格

1 基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。

2 指定居宅サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかつたときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を探るよう命令することができるものであること。また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至

5条第2項から第6項まで（第39条の3において準用する場合に限る。）、第6条（第39条の3において準用する場合に限る。）、第39条の2第一号、第94条（第105条の3において準用する場合に限る。）、第105条の2第一号、第122条（第140条の15において準用する場合に限る。）、第130条第6項（第140条の15において準用する場合に限る。）及び第140条の14第二号の規定による基準 新

六 法第72条の2第1項第二号の規定により、同条第2項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第140条の14第一号の規定による基準 新

七 法第72条の2第1項第二号の規定により、同条第2項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第8条第1項（第39条の3及び第105条の3において準用する場合に限る。）、第9条（第39条の3、第105条の3及び第140条の15において準用する場合に限る。）、第25条（第39条の3において準用する場合に限る。）、第33条（第39条の3、第105条の3及び第140条の15において準用する場合に限る。）、第37条（第39条の3及び第140条の15において準用する場合に限る。）、第104条の2（第105条の3において準用する場合に限る。）、第125条第1項（第140条の15において準用する場合に限る。）、第128条第4項及び第5項（第140条の15において準用する場合に限る。）並びに第130条第7項（第140条の15において準用する場合に限る。）の規定による基準 新

八 法第74条第1項の規定により、同条第3項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第5条、第6条、第45条、第46条、第50条第四号、第60条、第61条、第76条、第85条、第93条、第94条、第111条、第121条、第122条、第130条第6項、第140条の8第7項、第140条の11の2第2項及び第3項、第142条、第155条の10の2第2項及び第3項、第175条、第176条、第192条の4、第192条の5、第194条、第195条、第208条並びに第209条並びに附則第14条及び附則第15条の規定による基準

九 法第74条第2項の規定により、同条第3項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第112条第1項、第124条第3項第一号及び第6項第一号口、第140条の4第6項第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）、第143条第1項第一号（療養室に係る部分に限る。）、第二号（病室に係る部分に限る。）、第三号（病室に係る部分に限る。）、第四号イ（病室に係る部分に限る。）及び第五号（療養室に係る部分に限る。）並びに第155条の4第1項第一号（療養室に係る部分に限る。）、第二号から第四号まで（病室に係る

った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行ふ前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなつたものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。

① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき

イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき

ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき

② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき

③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があつたとき

3 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとすること。

4 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであること。

第2 総論

1 事業者指定の単位について

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の面的な整備、効率的な事業実施の観点から本体の事業所とは別にサービス提供等を行ふ出張所等であつて、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。なお、この取扱いについては、同一法人にのみ認められる。

① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われるこ

と。
② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理さ

部分に限る。) 及び第五号(療養室に係る部分に限る。)並びに附則第3条(第124条第6項第一号口に係る部分に限る。),附則第8条及び附則第12条の規定による基準

十一 法第74条第2項の規定により、同条第3項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従すべき基準 第8条第1項(第54条、第74条、第83条、第91条、第105条、第119条、第205条及び第216条において準用する場合を含む。),第9条(第54条、第74条、第83条、第91条、第105条、第119条、第140条(第140条の13において準用する場合を含む。),第155条(第155条の12において準用する場合を含む。),第205条及び第216条において準用する場合を含む。),第25条、第33条(第54条、第74条、第83条、第91条、第105条、第119条、第140条(第140条の13において準用する場合を含む。),第155条(第155条の12において準用する場合を含む。),第192条、第192条の12、第205条及び第216条において準用する場合を含む。),第37条(第54条、第74条、第83条、第91条、第119条、第140条(第140条の13において準用する場合を含む。),第155条(第155条の12において準用する場合を含む。),第192条、第192条の12、第205条及び第216条において準用する場合を含む。),第69条(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。),第71条、第104条の2、第125条第1項(第140条の13及び第155条(第155条の12において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。),第128条第4項及び第5項、第130条第7項、第140条の7第6項及び第7項、第140条の8第8項、第146条第4項及び第5項、第148条(第155条の12において準用する場合を含む。),第150条第6項、第155条の6第6項及び第7項、第155条の7第7項、第178条第1項から第3項まで、第179条第1項(第192条の12において準用する場合を含む。)及び第2項(第192条の12において準用する場合を含む。),第183条第4項から第6項まで(第192条の12において準用する場合を含む。)並びに第192条の7第1項から第3項までの規定による基準

十一 法第74条第2項の規定により、同条第3項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第123条(第140条の5において準用する場合を含む。)の規定による基準

十二 法第42条第1項第二号、第72条の2第1項各号又は第74条第1項若しくは第2項の規定により、法第42条第2項各号、第72条の2第2項各号及び第74条第3項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参考すべき基準 この省令で定める基準のうち、前各号に定める基準以外のもの

れること。必要な場合に隨時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制(例えば、当該出張所等の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。

- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

なお、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所が訪問看護事業所として指定を受けている場合であって、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が指定訪問看護を行うものとして①～⑤を満たす場合には、本体事業所の指定訪問看護事業所に含めて指定できるものであること。

定義

第2条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 居宅サービス事業者 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。
- 二 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。
- 三 利用料 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- 四 居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)をいう。
- 五 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。
- 六 基準該当居宅サービス 法第42条第1項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。
- 七 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。**新**
- 八 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

2 用語の定義

基準第2条において、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。

(1) 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。

(2) 「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3) 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすこととなる。例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サ

ービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。

また、指定通所リハビリテーション（1時間以上2時間未満に限る）又は指定介護予防通所リハビリテーションが、保険医療機関において医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料のいずれかを算定すべきリハビリテーションが同じ訓練室で実施されている場合に限り、専ら当該指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料のいずれかを算定すべきリハビリテーションに従事して差し支えない。ただし、当該従事者が指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションに従事していない時間帯については、基準第111条第1項第二号〔→158頁〕又は第2項〔→160頁〕の従事者の員数及び厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）〔→3巻〕の第二十四号の2イの従業者の合計数に含めない。

(5) 「前年度の平均値」

① 基準第121条第3項（指定短期入所生活介護に係る生活相談員、介護職員又は看護職員の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法）、第142条第3項（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であって介護療養型医療施設でない指定短期入所療養介護事業所における看護職員又は介護職員の員数を算定する場合の入院患者の数の算定方法）及び第175条第3項（指定特定施設における生活相談員、看護職員若しくは介護職員の人員並びに計画作成担当者の人員の標準を算定する場合の利用者の数の算定方法）における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設においては、新設又は増床分のベッドに関しては、前年度において1年未満

の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数等は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を利用者数等とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数とする。また、減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数とする。ただし、短期入所生活介護及び特定施設入居者生活介護については、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。

指定居宅サービスの事業の一般原則

第3条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定居宅サービスと指定介護予防サービス等の一体的運営等について

指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスに該当する各事業を行なう者が、指定介護予防サービス等又は基準該当介護予防サービス等に該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの各事業と指定介護予防サービス等又は基準該当介護予防サービス等の各事業者が同じ事業所で一体的に運営されている場合については、介護予防における各基準を満たすことによって、基準を満たしているとみなすことができる等の取扱いを行うこととされたが、その意義は次のとおりである。

例えば、訪問介護においては、指定居宅サービスにおいても、第一号訪問事業（指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。）においても、訪問介護員等を常勤換算方法で2.5人以上配置しなければならないとされているが、同じ事業所で一体的に運営している場合には、合わせて常勤換算方法で5人以上を置かなければならないという趣旨ではなく、常勤換算方法で2.5人以上配置していることで、指定居宅サービスに該当する訪問介護も、第一号訪問事業も、双方の基準を満たすこととするという趣旨である。

設備、備品についても同様であり、例えば、定員30人の指定通所介護事業所においては、機能訓練室の広さは $30\text{人} \times 3\text{m}^2 = 90\text{m}^2$ を確保する必要があるが、この30人に第一号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限

る。以下同じ。) の利用者も含めて通算することにより、要介護者15人、要支援者15人であっても、あるいは要介護者20人、要支援者10人の場合であっても、合計で90m²が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。

要するに、人員についても、設備、備品についても、同一の事業所で一体的に運営する場合にあっては、例えば、従前から、指定居宅サービス事業を行っている者が、従来通りの体制を確保していれば、指定介護予防サービス等の基準も同時に満たしていくと見なすことができるという趣旨である。

なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても、完全に体制を分離して行われており一体的に運営されているとは評価されない場合にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。

また、例えば、指定居宅サービスと緩和した基準による第一号訪問事業等を一体的に運営する場合には、緩和した基準による第一号訪問事業等については、市町村がサービス内容等に応じて基準を定められるが、例えば、サービス提供責任者であれば、要介護者数で介護給付の基準を満たす必要があるので留意されたい。

2 訪問介護 (人員、設備、運営の基準)

▷左段は基準省令「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」のうちの「第2章 訪問介護」を掲載した。

▷関係告示については、該当する本則条文の後に※印で明示の上、条文を掲載した。

▷条例を定めるにあたり従うべき基準の該当項目に◆印を附した。

▷右段は基準省令の解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」の「第3 介護サービス」のうちの「一 訪問介護」とともに、基準省令の条文等に対応して該当部分を配置した。

▷解釈通知の関係通知については、該当箇所に※印で名称を掲載した。

第1節 基本方針

基本方針

第4条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

訪問介護員等の員数 ◆

第5条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

1 人員に関する基準

- (1) **訪問介護員等の員数**（居宅基準第5条第1項）
 - ① 指定訪問介護事業所における訪問介護員等の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定訪問介護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。

- (2) 勤務日及び勤務時間が不定期な訪問介護員等（以下「登録訪問介護員等」という。）についての勤務延時間数の算定については、次のとおりの取扱いとする。
 - イ 登録訪問介護員等によるサービス提供の実績がある事業所については、登録訪問介護員等1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録訪問介護員等の前年度の週当たりの平均稼働時間（サービス提供時間及び移動時間をいう。）とすること。
 - ロ 登録訪問介護員等によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためイの方法によって勤務延時間数の算定を

I - 1 居宅サービス

- 2 指定訪問介護事業者**は、指定訪問介護事業者ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が法第115条の45第1項第一号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第一号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数**は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者**であって、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

行うことが適当でないと認められる事業所については、当該登録訪問介護員等が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実績に即したものでなければならぬため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。

- ③ 出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の訪問介護員等の勤務延時間数には、出張所における勤務延時間数も含めるものとする。

(2) サービス提供責任者（居宅基準第5条）

- ① 利用者の数が40人又はその端数を増やすごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととされたが、その具体的な取扱は次のとおりとする。なお、これについては、指定訪問介護事業所ごとに最小限必要な員数として定められたものであり、1人のサービス提供責任者が担当する利用者の数の上限を定めたものではないことに留意するとともに、業務の実態に応じて必要な員数を配置するものとする。

イ 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。

- ロ 利用者の数については、前3月の平均値を用いる。この場合、前3月の平均値は、暦月ごとの実利用者の数を合算し、3で除して得た数とする。なお、新たに事業を開始し、又は再開した事業所においては、適切な方法により利用者の数を推定するものとする。

- ハ 当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護のうち、通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の当該月における利用者の数については、0.1人として計算すること。

- ② 利用者の数に応じて常勤換算方法によることができることとされたが、その具体的な取扱は次のとおりとする。なお、サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）の2分の1以上に達している者でなければならない。

イ 利用者の数が40人を超える事業所については、常勤換算方法とすることができます。この場合において、配置すべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数を40で除して得られた数（小数第1位に切り上げた数）以上とする。

- ロ イに基づき、常勤換算方法とする事業所については、以下に掲げる員数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

- a 利用者の数が40人超200人以下の事業所
常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から1を減じて得ら

※厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者

（平成24年3月13日 厚生労働省告示第118号、
今回改正：平成30年3月22日 厚生労働省告示第78号）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第5条第4項に規定する厚生労働大臣が定める者は次に掲げる者とする。

- 一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第二号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者

- 二 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程又は1級課程を修了した者

- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第5条第2項に規定するサービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第39条の2に規定する共生型訪問介護の提供に当たる者に限る。）
新

※平30告示78号附則2 この告示の適用の際

〔平成30年4月1日〕現にサービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。）の業務に従事している者であって、この告示による改正前の厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者第三号に該当するもの〔3年以上介護等の業務に従事した者であって、介護職員初任者研修課程を修了したもの〕については、平成31年3月31日までの間は、引き続き当該サービス提供責任者の業務に従事することができる。
新

- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができます。

- 6 指定訪問介護事業者が第2項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

れる数以上

- b 利用者の数が200人超の事業所
常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に2を乗じて3で除して得られた数（1の位に切り上げた数）以上

従って、具体例を示すと別表一〔→56頁〕に示す常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数以上の常勤のサービス提供責任者を配置するものとする。

- ③ 居宅基準第5条第5項は、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所であって、当該事業所のサービス提供責任者が行う業務が効率的に行われていることにより、サービス提供責任者が担当する利用者を増すことに支障がないと認められる事業所に置くべきサービス提供責任者の員数について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。

イ 「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が、1月あたり30時間以内であること。

ロ 「サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている」場合とは、居宅基準においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要であり、例えば、以下のようないくつかの取組が行われていることをいうものである。

- ・訪問介護員の勤務調整（シフト管理）について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること
- ・利用者情報（訪問介護計画やサービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等のIT機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること
- ・利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めている等）を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていること

この場合において、常勤換算方法を採用する事業所で必要となるサービス提供責任者については、②の規定に関わらず、別表二〔→56頁〕に示すサービス提供責任者数を配置するものとする。

- ④ サービス提供責任者については、訪問介護員等のうち、介護福祉士又は厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年厚生労働省告示第

118号) 各号に定める者であつて、原則として常勤のものから選任するものとされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。

イ 専ら指定訪問介護の職務に従事する者であること。

□ イにかかわらず、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができること。この場合、それぞれの職務についてでは、第2の2の(3) [→29頁] にいう、同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものであることから、当該者についてはそれぞれの事業所における常勤要件を満たすものであること。

⑤ 「3年以上介護等の業務に従事した者であつて、介護職員初任者研修課程を修了したもの」(介護職員基礎研修課程又は1級課程を修了した者を除く。)については、平成30年4月1日以降サービス提供責任者の任用要件に該当しなくなるところ、平成30年3月31日時点で指定訪問介護事業所においてサービス提供責任者として従事している者に限り、1年間の経過措置を設けているが、指定訪問介護事業者は、経過措置期間中に、これに該当するサービス提供責任者に介護福祉士実務者研修の受講又は介護福祉士の資格を取得するための十分な機会を与え、要件に合致するよう必要な措置を講ずること。

なお、看護師等の資格を有する者については、
1級課程の全科目を免除することが可能とされて
いたことから、3年以上の実務経験は要件としな
いものであること。

※指定訪問介護事業者の指定申請等におけるサービス提供責任者の経歴に係る提出書類の取扱いについて（平成20年7月29日老振発第0729002号）
〔→57頁〕

管理者

第6条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(3) 管理者（居宅基準第6条）

指定訪問介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるるものとする。なお、管理者は、訪問介護員等である必要はないものである。

- ① 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等としての職務に従事する場合
 - ② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考

えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。)

第3節 設備に関する基準

設備及び備品等

第7条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問介護事業者が第5条第2項に規定する第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(1) 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定訪問介護の事業を行うための区画が明確に特定されれば足りるものとする。

(2) 施設宇宙は医療について、利用実況の収集

(2) 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

(3) 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問介護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

なお、事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はない、賃与を受けているものであっても差し支えない。

第4節 運営に関する基準

内容及び手続の説明及び同意

第8条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪

間介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち又は口に掲げるもの

イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定訪問介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第2項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

6 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

◆ 提供拒否の禁止

第9条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

は、利用者及び指定訪問介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

サービス提供困難時の対応

第10条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者（法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

受給資格等の確認

第11条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。

要介護認定の申請に係る援助

第12条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(2) 提供拒否の禁止

居宅基準第9条は、指定訪問介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行

の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。また、利用者が特定のサービス行為以外の訪問介護サービスの利用を希望することを理由にサービスの提供を拒否することも禁止するものである（ただし、「**指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について**」（平成12年11月16日老振第76号）の1〔-58頁〕を除く。）。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難な場合である。

(3) サービス提供困難時の対応

指定訪問介護事業者は、居宅基準第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合には、居宅基準第10条の規定により、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

(4) 受給資格等の確認

① 居宅基準第11条第1項は、指定訪問介護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。

② 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定訪問介護事業者は、これに配慮して指定訪問介護を提供するように努めるべきことを規定したものである。

(5) 要介護認定の申請に係る援助

① 居宅基準第12条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定訪問介護の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

② 同条第2項は、要介護認定を継続し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受け

わざわざ等の場所であつて必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

心身の状況等の把握

第13条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

居宅介護支援事業者との連携

第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下、「居宅介護支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

第15条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出こと等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

る必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

第16条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第64条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

居宅サービス計画等の変更の援助

第17条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

身分を証する書類の携行

第18条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

サービスの提供の記録

第19条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、そ

編注：「施行規則第64条第一号ハ及びニに規定する計画」とは、小規模多機能型居宅介護事業所で作成した居宅サービス計画（ハ）及び被保険者（利用者）が自分で作成し、市町村に届け出た計画（ニ）をいう。

（7）居宅サービス計画等の変更の援助

居宅基準第17条は、指定訪問介護を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定訪問介護が居宅サービス計画（法第8条第21項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定訪問介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。）は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

（8）身分を証する書類の携行

居宅基準第18条は、利用者が安心して指定訪問介護の提供を受けられるよう、指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定訪問介護事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名を記載するものとし、当該訪問介護員等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

（9）サービスの提供の記録

① 居宅基準第19条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日、内容（例えば、身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助の別）、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。

② 同条第2項は、当該指定訪問介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者

の情報を利用者に対して提供しなければならない。

利用料等の受領

第20条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際に、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行

からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。

また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。

なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅基準第39条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。

(10) 利用料等の受領

① 居宅基準第20条第1項は、指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定訪問介護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割又は2割（法第50条若しくは第60条又は第69条第3項の規定の適用により保険給付の率が9割又は8割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。

編注：法第50条、第60条、第69条第3項の規定とは、次のようなものである。

ア 法第50条、第60条は、省令（施行規則）で定める特別の事情（災害等）により、サービス費用の1割又は2割負担が一時的に困難な利用者については、保険給付の率を、「9割又は8割超10割以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする規定である。

イ 法第69条第3項は、市町村の徴収権が時効により消滅した保険料未納期間がある要介護者等については、市町村の定める期間、保険給付の率を7割に引き下げる、とする規定である。

② 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定訪問介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。

なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

イ 利用者に、当該事業が指定訪問介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。

ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問介護事業所の運営規程とは別に定められていること。

ハ 会計が指定訪問介護の事業の会計と区分されていること。

③ 同条第3項は、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に関して、前2項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以

う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受け取ることができる。

4 指定訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

保険給付の請求のための証明書の交付

第21条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

指定訪問介護の基本取扱方針

第22条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

指定訪問介護の具体的取扱方針

第23条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

二 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

三 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

訪問介護計画の作成

第24条 サービス提供責任者（第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この条及び第28条において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。

外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合の交通費（移動に要する実費）の支払を利用者から受け取ることができることとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

④ 同条第4項は、指定訪問介護事業者は、前項の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。

(11) 保険給付の請求のための証明書の交付

居宅基準第21条は、利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスでない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。

(12) 指定訪問介護の基本的取扱方針及び具体的取扱方針

居宅基準第22条及び第23条にいう指定訪問介護の取扱方針について、特に留意すべきことは、次のとおりである。

① 提供された介護サービスについては、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、訪問介護計画の修正を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。

② 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであること。

(13) 訪問介護計画の作成

① 居宅基準第24条第1項は、サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成しなければならないこととしたものである。訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、